

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続等について

| | |
|----|----------------------|
| | 財 関 第 8 1 0 号 |
| | 平成 1 3 年 1 0 月 5 日 |
| 改正 | 財 関 第 8 3 9 号 |
| | 平成 2 1 年 7 月 3 0 日 |
| 改正 | 財 関 第 3 6 7 号 |
| | 平成 2 2 年 3 月 3 1 日 |
| 改正 | 財 関 第 3 1 0 号 |
| | 平成 2 5 年 3 月 3 0 日 |
| 改正 | 財 関 第 1 7 1 0 号 |
| | 平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日 |
| 改正 | 財 関 第 4 6 5 号 |
| | 平成 3 0 年 3 月 3 1 日 |
| 改正 | 財 関 第 2 8 5 号 |
| | 令和 3 年 3 月 3 1 日 |
| 改正 | 財 関 第 2 5 8 号 |
| | 令和 6 年 3 月 3 1 日 |
| 改正 | 財 関 第 3 2 5 号 |
| | 令和 6 年 4 月 2 日 |

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 79 号）、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成 11 年法律第 60 号）、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成 12 年法律第 145 号）、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成 27 年法律第 77 号）並びに自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 84 条の 3（在外邦人等の保護措置）、第 84 条の 4（在外邦人等の輸送）及び第 84 条の 5（後方支援活動等）（以下「PKO法等」という。）に基づいて自衛隊（自衛隊法第 2 条（定義）に基づく自衛隊をいう。以下同じ。）が輸出又は輸入する貨物（携帯品を除く。以下同じ。）の通関手続等を下記のとおり定め、平成 30 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。

この場合において、本通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日付蔵関第 100 号）その他関税関係通達の定めるところによる。
なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律、国際緊急援助隊の派遣に関する法律、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づいて自衛隊以外の行政機関（都道府県警察及び消防機関を含む。）及び国際協力機構が輸出又は輸入する貨物についても、本通達に準じて処理して差し支えない。

記

1. 基本的対応

PKO法等の趣旨に鑑み、各税関と自衛隊との連絡を緊密化し、可能な限り迅速な通関処理を行うものとする。

また、関係各部署は連絡を密にし、円滑な事務処理を図るものとし、輸出入通関手続等の取扱いに差異が生じることのないよう税関間及び、税関局と税関間との連絡を密にするものとする。

2. 通関手続

(1) 輸出申告又は輸入申告の手続

イ. 関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第67条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸出申告又は輸入申告は、別紙様式の「救援物資等輸出入申告書（貨物の指定地外積卸許可申請書・他所蔵置許可申請書・外国貨物運送申告書兼用）（以下「救援物資等輸出入申告書等」という。）を2通（原本、許可・承認書用）提出させることにより行わせるものとする。

なお、輸出許可後に数量等の変更があった場合には、「救援物資等輸出入申告書等」の所定の欄を訂正させるものとする。

ロ. 輸出しようとする貨物について、法第24条第1項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の規定による貨物の指定地外積卸しの許可、法第30条第1項第2号（税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置くことができる外国貨物）の規定による他所蔵置の許可又は法第63条第1項（保税運送）の規定による保税運送の承認を必要とするときは、「救援物資等輸出入申告書等」により、輸出申告に併せて貨物の指定地外積卸許可の申請、他所蔵置許可の申請又は保税運送の申告を行わせるものとする。

ハ. 輸入しようとする貨物について、貨物の指定地外積卸しの許可、他所蔵置の許可又は保税運送の承認を必要とするときは、「救援物資等輸出入申告書等」に貨物の指定地外積卸し、他所蔵置又は保税運送に係る事項を記載の上、当該申告書を2通（原本、許可・承認書用）提出することにより申請又は申告を行わせるものとする。

ただし、貨物の陸揚げ（取卸し）後、その場所において直ちに輸入申告をする場合において、貨物の指定地外積卸し又は他所蔵置の許可を必要とするときは、輸入

申告に併せてこれらの申請を行わせるものとする。

(2) 仕入書等の提出

自衛隊がPKO法等の規定により貨物を輸出又は輸入する場合であって、法第67条の執行に支障がないと認められる場合には、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類の提出を求めないものとして差し支えない。

(3) 再輸入貨物の免税手続

関稅定率法（明治43年法律第54号）第14条第10号（再輸入貨物の免税）及び輸入品に対する内国消費稅の徵收等に関する法律（昭和30年法律第37号）第13条第1項第1号（免税）の規定により、關稅及び消費稅の免除を受けようとする貨物の輸入申告の際に、自衛隊が、当該貨物は本邦から輸出されたものである旨を「救援物資等輸出入申告書等」に付記した場合には、關稅定率法施行令（昭和29年政令第155号）第16条第1項ただし書（再輸入免税貨物の輸入の手続）に規定する「当該貨物がこれらの規定に該當することが他の資料に基づき明らかであるとき」として、輸出の許可書の提示を省略させて差し支えないものとする。

3. 貿易統計

自衛隊がPKO法等に基づき輸出又は輸入した貨物は、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日付蔵関第1048号）21-1（普通貿易統計計上貨物）及び21-2（普通貿易統計計上除外貨物）の規定にかかわらず、普通貿易統計に計上しないものとする。